

議長	局長	次長	係
電子	電子	電子	電子

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年11月25日（火）午前09時30分開議～午前10時05分休憩
令和7年11月25日（火）午前10時25分開議～午前11時07分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 14名（遅参：吉原議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
 (1) 執行部からの説明
 ・報告第4・5号 専決処分の報告（建物明渡請求調停事件）について【建設課】
 ・優先交渉権者との協議経過について（報告）【林務水産商工課】
 (2) その他
 ・肝付町漁業振興推進協議会委員の推薦について

議長あいさつ

全員協議会を開会します。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
 本日は臨時会にあわせて、執行部からの報告事項がありますのでその説明をお願いしたいと思います。
 また、優先交渉権者との協議経過について説明もありますので、よろしくお願ひいたします。
 それでは早速、協議案件に入りたいと思います。

説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

（1）報告第4・5号 専決処分の報告（建物明渡請求調停事件）について

説明

建設課長より、2件の報告（報告第4号、第5号）について説明。

資料は議案集の報告第4号（2ページから3ページ）と第5号（4ページから5ページ）

内容としては、建物明渡請求調停事件に関して訴えを提起するために専決処分をしたことのご報告でございます。公物貴重債権条例第9条第1項、第2項、および地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。

・報告第4号（専決第3号）

- ・事件名：建物明渡請求調停事件。
- ・申し立ての趣旨：建物の明け渡し。
- ・経緯：相手方が正当な権限なく不当占有を継続していたため、再三にわたり交渉し妥協案を提示するも応じられませんでした。
- ・専決理由：長期にわたる案件のため、これ以上長引くことによる時間的負担を回避するため、早急の解決が必要ありました。

・報告第5号（専決第4号）

- ・事件名：建物明渡請求調停事件。
- ・申し立ての趣旨：建物の住宅の明け渡し。
- ・経緯：当該住宅が取り壊し予定であったため、立ち退きの期限を書面で設定しましたが、相手方は履行せず、正当な理由なく居住を継続しています。合わせて、使用条件違反（ペットの飼育）に対し改善指導をすることも、応じられませんでした。

- ・専決理由：長期にわたる案件のため、早期の解決が必要ありました。申し立ては鹿児島地方裁判所で行われます。個人情報保護の観点から、個人は伏せられています。
詳細については住宅係長より説明。

住宅係長による詳細説明

・報告第4号（専決第3号）

- ・相手方は肝付町前田の横嶺第2住宅■に不当占有されている■です。
- ・問題点：正式な手続きを経ずに入居し、不当占有状態が継続しています。
- ・歴代の担当者が打協案を提示し、正式な手続きに切り替えることを促しましたが、本人は手続きを無視し続けました。
- ・令和6年度以降、家賃（住宅使用料）の滞納が度々発生しました。■が開始されましたが、第三者が■の管理をされていました。6月、7月分は■の中から未納となりましたが、8月からは振興局から役場に直接住宅料が支払われる代理受領となり、滞納は発生しておりません。
- ・不当占有を解消するため、連帯保証人や敷金など通常の入居手続きに切り替えれば引き続き入居できるという妥協案をこちら側からも提示しましたが、第3者と共に言い訳を繰り返し、手続きと支払いを無視し続けている状態でした。
- ・肝付町債権管理条例第9条第1項第1号、第2号の規定に基づき、弁護士を町長へ提案し了解を得ました。家庭裁判所への届け出のために専決処分が必要であったため行いました。

・報告第5号（専決第4号）：

- ・相手方は肝付町後田の白坂住宅■に居住されている■です。
- ・正式な手続きや書類提出の要請を無視し、対応していただけない状態が続いています。
- ・築年数等の関係で解体を計画しており、立ち退きを求めていましたが住み続けています。
- ・ペット（猫）の飼育をしないよう指導しましたが、「やめない」と断言されたため、他の公営住宅への案内も、本人の意向から提案ができない状態になりました。
- ・県振興局■と共に指導を行いましたが、現在も従っていただけていない状況です。
- ・猫の飼育をやめるならば他の公営住宅への案内も可能だと提案しましたが、やめる意思がないと断言されました。
- ・他の入居者への示しがつかないという判断もあり、住宅明け渡しに関する制約書に署名をいただき、当初3月31日までの退去を約束したものの履行されず。その後3ヶ月延長し、6月30日を期限とする制約書にも署名されましたが、いずれも履行されませんでした。
- ・肝付町債権管理条例第9条第1項第2号の規定に基づき、弁護士への移管と裁判所での調停手続きへ進むために専決処分を行いました。

質疑応答・議論

益山議員：報告第5号の問題点のうち、解体を求めている住宅に住み続けていることと、猫の飼育のため他の公営住宅への案内も困難であるという点について、いわゆる政策空き家なのか。

住宅係長：報告第5号の住宅は解体を目的としており、令和6年度に解体する予定であったところ、令和5年度までに対応いただけなかったところになります。政策空き家にするというよりは、解体を目的とした住宅と見なしています。本人が（猫）を手放さないため、他の住宅に案内することもできず、住む先を見つけていただけない限り、手続きが進まず、令和7年度のこの手続きに至りました。

建設課長：報告第4号につきましては、政策案件にする方針でございました。第5号の方は解体をする案件であり、築年数等からも耐震なども担保できない状況でしたので、立ち退きをしていただかなければなりませんでした。周辺は解体が進んでおり、解体を待っている状況でございます。提案をするも相手は承諾せず、居座りをされている状況です。行政側として、解体の対象物であることを説明しても、相手にされず、■とも調整し2回約束をしていただいたものの、両方とも反故にされた状況です。

益山議員：（第5号について）他の公営住宅への案内が困難であるということは、その近辺に、これからも使う住宅（公営住宅）があるという理解でいいか。

住宅係長：認識としてはその形で、解体とは別に公営住宅があります。第5号の問題点は、解体する物件に住んでいる点と、ペット（猫）を飼育しないよう指導を無視し続けている点が重なっています。

益山議員：（つまり）他の公営住宅に移したくても猫がいるから困難だという理解でよろしいか。
住宅係長：はい。

富永議員：報告第5号には「令和5年度までにいわゆる解体」と受け止め理解した。一方で、報告第4号の「正式な手続きを経ずに入居」という文言は、当初入居時ではなく、現在の状態（不当占有）を指しているのか。また「正式な手続きをしない」とあると、手続きをすれば現状に住み続けられるのかなども受け止められる。

建設課長：報告第4号（横嶺住宅）につきましては、そもそも正規の手続きを踏んで居住されていた入居者様（ご夫婦）がいらっしゃいました。ご主人が亡くなり、奥様が継続して入居されていたところに、そのお姉様が住んでいたところに弟が転がり込んできた（不当占有者）。弟は入居要件を満たしておらず、当時の担当者も何度も説明しましたが、ご理解いただけませんでした。その後、元々住んでいた方も滞納があり、それも引き継がれた状況です。数年前に奥様が亡くなり、弟がそのまま居座りを続けました。こちらとしては、入居されているという正当な書類を出していただければ入居もできますよという寄り添った提案はしましたが、それについても書類を出していただけないということが積み重なり、結果的に書類も出ていない、対応もしていただけない、ご理解もいただけない、という状況から、表現的に不当占有となっているところでございます。

中原議員：専決処分（第3号、第4号）の根拠となった住宅の管理条例の条項について教えてほしい。

建設課長：報告第4号（専決第3号）については、管理条例の35条第1項第1号「不正の行為によつて入居したとき」を適用しています。報告第5号（専決第4号）については、35条第1項の第7号「前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる特別の事情があるとき。」を適用しています。

中原議員：どちらの事案も [REDACTED] であるため、条例違反だから明け渡せというだけでなく、行政として、住居の斡旋や支援をすべきではないか。福祉課などとの連携は取られているか。

建設課長：役場の方もそこまで鬼ではないので、裁判が始まった後からでも、寄り添って救済措置がないかというところを、他の課（福祉課など）と情報共有し、いかにしてその居住を続けていけるのか、調整はしている状況でございます。条件を満たせば、公営住宅への入居もできるように、そこら辺はしっかりと考えているところでございます。

富永議員：今後の課題として、今回の専決処分が類似的な部分が出た時に「あん時にはこうだった、あれはこうだった」ということがないように、しっかりとした対応を先例として残し、同様の事案が出た時に同じ対処をしていくことが大きな課題であると考えるので、それを守ってほしい。

（2）優先交渉権者との協議経過について（報告）

説明

林務水産商工課長が説明。コスモピア内之浦における優先交渉権者との協議打ち切りに関する経緯、その理由、および今後の町の対応方針の報告をする。

説明の概要は以下のとおり。

1. 協議打ち切りの申し出に至る経緯

・優先交渉権者の決定：

優先交渉権者選定委員会によって、ユーミーコーポレーションを代表とする3者で構成されたグループが優先交渉権者として決定された。

・協議の開始

決定を受け、優先交渉権者から提案された事業構想を具体化するため、協議を開始。

・交渉回数

決定以降、提案された事業構想の詳細な検討、事業予定地の現地調査、および個別協議を含め、計16回にわたり交渉の場が設けられた。

・協議打ち切りの打診

令和7年1月23日に、優先交渉権者から協議打ち切りの打診があった。町はこれに対し、交渉の場を残し、事業構想実現に向けた検討や協議を継続した。

・経済情勢の変動

協議を進める中で、世界的な経済情勢の変動、特に建設資材価格や人件費の急激な高騰という情勢になり、このコスト上昇が採算性に深刻な影響を及ぼした。

・正式な辞退の申し出

令和7年10月22日、優先交渉権者から、建設資材費や人件費の急激な上昇により、民設・民営での施設整備は極めて厳しく困難であるとして、協議打ち切りと優先交渉権者辞退の申し出が正式になされた。

・町の対応

町は、その申し出に対し、内部で検討・協議した上で、正式に受理した。

2. 協議打ち切りの理由

・理由としては、建設資材価格の高騰と人件費の継続的な上昇によるコスト増加が収益性を圧迫し、事業を継続して行うことが困難になったためであると説明。

3. 今後の方向性（後地に向けた検討）

当該後地の利活用は地域の重要課題であると認識し、町は以下の方向性を検討していく。

1. 民間による施設整備の再探求

経済情勢や条件を検討した上で、改めて民間活力を生かした施設整備の可能性を引き続き広く探求します。

2. 早期の施設整備を目指す

公募方法や条件の見直しを含めた対応策を検討し、早期の施設整備を目指します。

質疑応答・議論

恒吉議員：住民への説明会は予定されているか、またいつ頃の予定か。

課長：具体的な日程は未定。今回の事態について内部で検討・協議し、状況（資材高騰など）をまとめて判断したい。

益山議員：資材高騰・人件費上昇を理由とするが、協議の中で具体的な図面や構想、いわゆる叩き台はあったのか。

課長：宿泊施設を10部屋とした施設で検討し、その検討において採算性が取れないという結果であった。3者からの事業提案内容はあった。

益山議員：予算規模（1億なのか5000万なのか）が不明では、コスト増の説明ができない。具体的な数字（当初の予算からどれだけ上がったのか）は示されたのか。

課長：優先交渉権者から作成された20年間の収支シミュレーションにおいて、収入は20年間で3億3000万円に対し、赤字（財産マイナス）が約5200万円となった。なお、当初提案時の建設費は把握しておりず、8400万円という数字は現行の計画の中での建設費である。

益山議員：建築のプロであるユーミーコーポレーションが算出した理由であり理解はできるが、協議の中でどの程度（いくらがいくらに）上がったのかという具体的な交渉はあったのか。今後の民間再探求や町が主導する場合の資産の元となるため、建設費の高騰について具体的な数字を示すべきである。

課長補佐：当初示されたのは、具体的な収支ではなく、こういう規模でという事業構想であり、当初から具体的な予算規模は示されていなかった。

議長：今回の結果と、議会での一般質問等における町長発言（民間が撤退した際は町が責任を持って立てるという趣旨）との整合性はどうか。また、試算された赤字額（20年間で2500万円の赤字：注：後に5200万円に訂正）を、町として補助するということを検討できなかったのか。

町長：当初は町に不足している宿泊施設、温浴施設、町立病院と連携したデイサービスのようなものなど、理想的な構想に期待した。最終的に収益性・事業性が焦点となり、ロケット打ち上げなど新たな交流人口増の期待が未だ見込めず、事業継続が難しいと判断された。介護的な要素についても、介護保険の事業計画との整合が取れない問題があった。赤字5200万円（宿泊施設のみの試算）は、全体事業の事業性が見込めないという優先交渉権者の最終判断であった。町としては、土地の無償貸付など、指定管理料を払う形ではない独立した収益構造を期待していたが、事業者の判断を受け入れざるを得なかつた。

町長：民間事業者が内定しなかった場合には、行政で管理できるもの（地域で管理できる温浴施設や宿泊施設）は作るという方針は、これまで述べてきた通りであり、ここを諦めているわけではない。病院、介護施設、温泉、宿泊を含めた複合的なビジョンをもって対応していきたい。

富永議員：解体への賛成は民間3者が主体であることに基づいていた。財政問題があるため、今後も極力民間への依存を努力すべきである。

益山議員：町が作る腹があるのなら、建築費高騰に対し、町も一步踏み込んで「この分は持ちましょう」といった形で業者と話し合い、協働（手を組み合ってやっていく）の形を構築すべきだった。ローコスト建築の代表格であるユーミーコーポレーションが撤退したことは大きな問題であり、今後の業者探しはより困難になるだろう。今後の募集では、お互いに手を組み合ってできる体制を構築するよう要望する。

富永議員：撤退理由（人件費・建築費の高騰）について、2,300人の地域住民に対し十分に説明し、町が最終的に施設を整備する際の財源の必要性を理解してもらうことが、今後の町の最終判断に大きな影響を与える。

（3）その他

・肝付町漁業振興推進協議会委員の推薦について

現状：産業・福祉委員長の吉原委員長と議長が委員を務めている。

任期：2年。

決定：現状維持とし、議長と吉原委員長が引き続き委員を務める。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留智哉



令和7年12月3日受付 肝付町議会事務局 第468号	議長 電子	局長 電子	次長 電子	係 電子
-------------------------------	----------	----------	----------	---------

全員協議会議録

- 1 日 時 令和7年12月1日（月）午前10時00分開議～午前11時26分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 10名（欠席：吉原議員・中原議員・益山議員・田布尾議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
- (1) 議会運営について
- 第1号 12月定例会の会期日程について
 第2号 一般質問の取り扱いについて
 第3号 諸報告書の提出期限について
 第4号 常任委員会等の日程について
 第5号 定例会付議事件について
 第6号 陳情書等の取り扱いについて
 第7号 議員派遣について
 第8号 報告
 第9号 その他
- (1) 補正予算（議会費）について
 (2) 議会コンサートについて
 (3) 傍聴者との意見交換会について
 (4) 執行部との親睦会（執行部主催）について
 (5) 福元副町長からの退任あいさつについて
 (6) 議会報告会について
 (7) 肝属郡町村議会議長会への大崎町の加入について
 (8) 議員・委員会からの報告等について

議長あいさつ

ただいまより、全員協議会を始めたいと思います。

吉原議員につきましては欠席の届けがありました。

中原議員、益山議員、田布尾議員につきましては、連絡が来ていないところでございます。

皆様、寒くなてもう曆の上では12月になってきました。何かとお忙しいこともあると思いますが、12月定例会も始まりますので、どうかよろしくお願ひいたします。それでは、協議の方に入っていきたいと思います。

説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

（1）議会運営について

- 第1号 12月定例会の会期日程について
- ・初日: 12月5日（金）
 - ・中日: 12月11日（木）、12月12日（金）
 - ・最終日: 12月19日（金）
 - ・開会時間: いずれも午前10時

意見・質問: なし

第2号 一般質問の取り扱いについて

- ・通告書が提出されている。
 - ・12月11日（木）は4名、12月12日（金）は3名の議員が登壇予定
- 意見・質問：なし

第3号 諸報告書の提出期限について

- ・所管事務調査報告書および閉会中の継続調査申出書は、12月16日（火）17時までに事務局へ提出すること。
 - ・提出期限に間に合わない場合は、事務局へ個別相談すること。
- 意見・質問：なし

第4号 常任委員会等の日程について

- ・全員協議会：12月12日（金）本会議終了後を予定。
 - ・総務・文教委員会：12月15日（月）午前10時から。
 - ・産業・福祉委員会：12月9日（火）午前10時から。
 - ・議会広報委員会：12月12日（金）全員協議会終了後。
 - ・議会運営委員会：委員長より改めて通知される。
 - ・説明の呼び出し等がある場合は、早めに事務局へ連絡するよう依頼があった
- 意見・質問：なし

第5号 定例会付議事件について

- ・初日の提出議題については、別途お目通しを。
 - ・同意案件が2件ある（同意第3号、第4号）。内容は、副町長の選任と監査委員の選任である。
 - ・議案第49号（条例の一部改正）は、説明後、質疑、討論、採決を行う。
 - ・議案第50号から54号は、令和7年度各会計の補正予算であり、町長と各会計担当課の説明後、質疑、討論、起立採決を会計ごとに行う。
 - ・最終日の議案は中日の日に配布予定。
 - ・常任委員会・特別委員会に付託された事件で、委員長報告および発意がある場合は、質疑、討論、採決を一件ごとに行う。
 - ・その他、閉会中の所管事務調査の議決および議員派遣の議決を行う。
- 意見・質問：なし

第6号 陳情書等の取り扱いについて

以下の3件は文書配布とする。

1. 県産材の利用促進についての要望書（県木材利用促進運動協議会より提出）。
 2. 免許証の陳情書（[REDACTED]様より提出）。
 3. 令和8年度税制改正に関する提言（公益財団法人全国法人会総連合より提出）。
- 以下の1件は総務・文教委員会へ付託とする。
4. 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情（一般社団法人中国における臓器移植を考える会より提出）

第7号 議員派遣について

- ・県町村議会議長会理事会は年明けの1月20日に行われ、議長が出席する。
- ・県町村議会議長会主催の議員研修会は、鹿児島市で1月20日に行われ、全議員が対象である。
- ・研修会は例年次の日に町議会の研修を行っており、令和7年度の研修をする計画（予算計上）している。
- ・例年、町単独での視察を行っているが、視察を希望する場所があれば、初日（12月5日）の定例会前までに提出するよう求められた。
- ・研修計画の協議は、初日（12月5日）の定例会終了後に行う。
- ・郡町村議会議長会定期総会及び県町村議長会定期総会（鹿児島市内で同日開催）は2月17日に行われる。議長が出席する

意見・質問

- ・富永議員より、来年4月が改選であるため、今回の研修内容もしっかりと当局に提言できるような内容を念頭に置いて場所等を決めるべきとの意見があった。

【休憩】

第8号 報告

(1) 全員協議会（12月1日）での執行部からの説明について

①同意第3号 副町長の選任について

- ・町長より説明があり、現副町長の任期が本年12月31日に満了するため、竹之下 記興氏を副町長に選任する同意を求める。
- ・竹之下氏の住所は肝付町前田 [REDACTED]、生年月日は [REDACTED] である。

意見・質問：なし。

②同意第4号 監査委員の選任について

- ・町長より説明があり、識見を有する監査委員として、橋口 洋輔氏（[REDACTED] 生まれ）を選任する同意を求める。
- ・任期は令和8年1月1日から令和11年12月31日まで。

意見・質問

- ・前田議員より、説明資料の経歴記載の「平成2年3月」の退職日は「令和2年3月」が正しいとの指摘があり、事務局にて修正が確認された。

③議案第49号 選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

- ・総務課長より説明があり、物価変動等の社会情勢に合わせて公職選挙法施行令が改正されたため、本町の条例の負担限度額を同様に引き上げる。

・改正される費目は以下の4つ。

1. 選挙運動用自動車の借入契約
2. 選挙運動用自動車の燃料代
3. 選挙運動用ビラの作成費
4. 選挙運動用ポスターの作成費

・主な改正限度額

- ・自動車借入れ契約単価: 現行15,800円 → 改正後16,100円。
- ・燃料単価: 現行7,560円 → 改正後7,700円。
- ・ビラ作成単価: 現行7円70銭 → 改正後8円38銭。
- ・ポスター作成単価: 現行525円60銭 → 改正後586円88銭。

意見・質問

- ・宮後議員より「ビラ作成単価」について7円70銭と説明があったが、資料は7円51銭と指摘。7円51銭が正しいと修正。

④議案第50号 令和7年度一般会計補正予算（能代市 の災害見舞金）

- ・宇宙のまちづくり推進課長より説明があり、令和7年9月に秋田県の能代市で発生した豪雨大雨災害に対し、災害見舞金として100万円を計上した。
- ・これは、銀河連邦構成市であり、長年の友好関係に基づくものであり、他の銀河連邦構成4市1町も同様に100万円を贈呈する確認がなされている。

意見・質問：なし

⑤議案第54号 令和7年度町立病院事業会計補正予算（一般会計繰入金）

- ・病院長および事務局長より説明があった。
- ・病院長は、自身が町立病院に着任して以来3年が経過したことに触れました。
- ・この間、外来および入院ともに十分な患者数を確保できず、収支改善に結びつかなかったことについて、まず責任を感じていると述べました。
- ・赤字には、単なる経営努力不足では説明できない構造的な要因がいくつか存在すると説明。
 1. 医療圏人口の縮小。
 2. 自治体病院の9割が赤字であるという全国的な現状。

今後の対策と覚悟

病院長は、今後の方針として以下の点を強調しました。

1. 信頼の獲得
 - ・医療者の基本に立ち返り、職員一同、患者やご家族に対し、誠意の基本をもって真摯に対話し、住民からの信頼獲得に努めていくこと。
2. 病院の最適化と収益構造の改善
 - ・地域に合わせた町立病院の最適化と収益構造の改善を目指すこと。
 - ・（最適化の具体的な方策や収益構造の改善計画の内容については、質疑応答時に対応すると説明。）

3. 具体的な成果への決意

- この3年間の結果を踏まえ、来年度に向けて、患者数の回復と収支改善に向けた具体的な成果を示せるよう、覚悟をもって全力で取り組んでいくこと。
その後の補正予算の詳細（繰入金の具体的な金額、患者数の増減、財政的な補正理由など）については、町立病院の事務局長が説明。

事務局長説明

- 一般会計からの繰入金として1億245万8千円を計上する。
- 内訳は、基準内法定内の繰入金1,291万9千円と、基準外法定外の繰入金8,953万9千円である。
- 補正理由として、10月末時点で入院患者が550名減少したこと（外来は320名増加）、特に7月と8月に院内コロナ発生により入院患者の受け入れを停止した影響が大きいことが挙げられた。
- 今後の対策として、介護施設等への訪問診療の質向上や社会的入院の受け入れ実施、時間外診療の啓発などを行い、患者数回復と収益改善を目指す。

意見・質問

- 富永議員より、総務省が示す強化プラン（令和10年度まで）の進捗状況と、現状の赤字経営が続いた場合の町の財政への影響、および職員（55名）の雇用維持の懸念について、町立病院のあり方を真剣に検討すべきとの厳しい意見があった。
- 事務局長は、令和8年度を中間年度として規模の維持を含めたあり方検討を進めていくとした。
- 木村議員より、社会的入院の受け入れは診療報酬の単価に影響しないかとの質問があった。
- 事務局長は期間が過ぎると単価は下がるが、地域に施設が少ないと空床よりは収益につながると応じた。
- 宮後議員より、他病院への転送件数について質問があった。
- 事務局長は年間100件程度であり、これは町立病院で対応できず他病院へ送るケースであるとの説明があった。

第9号 その他

(1) 補正予算 議会費について

- 工事請負費として10,157千円を計上。
- 議場の音響システムが古く不具合が出ているため、取り替え工事を行う。
- この改修は合併特例債を活用して対応する。

意見・質問

- 木村議員より、執行部答弁席のマイク設置数について質疑があったが、各テーブル2台で、長い標準マイクを使用するため十分対応可能であると説明された。

(2) 議会コンサートについて

- 12月12日（金）午後1時15分から、高山小学校吹奏楽部により議場で開催される。高山吹奏楽団の先生も協力する。
- 周知は振興会の回覧板で、一般質問の概要と合わせて行う。

意見・質問

- 前原議員より、回覧の資料をカラーで配布すべきではないかとの意見があり、事務局は予算を考慮しつつ、ホームページでのカラー掲載や配布物のカラー化を検討すると応じた。
⇒ カラーにより振興会回覧で配布。

(3) 傍聴者との意見交換会について

- 12月19日（金曜日）本会議終了後、全議員を対象に実施する。

意見・質問：特になし

(4) 執行部の親睦会

- 12月19日（金曜日）最終本会議終了後の午後6時から、全議員を対象に行う。

意見・質問：特になし

(5) 福元副町長からの挨拶について

- 福元副町長の任期が12月31日までであるため、最終本会議終了後に議場で最後の挨拶をしてもらう。
- 監査委員についても辞任するが、本会議での発言機会がなかったため、今回は副町長のみとする決定がなされた。

意見・質問：特になし

(6) 議会報告会について

- 議会基本条例に基づき年1回行うこととされている。
- 2月に振興会長連絡協議会評議委員会が開催されるため、その場で議会報告会および親睦会を行う方向で、執行部を通じて打診を試みることとし、議長に一任された。

意見・質問：特になし

(7) 肝属郡町村議会議長会への大崎町の加入について

- ・現在4町（肝付町、東串良町、錦江町、南大隅町）で構成されている議長会に、大崎町が加入の意向を示した。
- ・今後は大崎町を含めた5町で進めていくことについて、議員から了承を得た。
- ・令和7年度中は4町での運営だが、今後の予算協議等のため、総会等に大崎町の議長・事務局長にオブザーバー参加してもらう予定である。

意見・質問：特になし

(8) 議員からの報告等について

- ・宮後議員より、11月27日の農業振興センター評議員会について報告があった。農家という立場で出席した。（議会代表として、吉原議員出席していたが、本日欠席であるため私の方で報告させて頂く。）
- ・7年度の上期の報告と8年度の予算要求について説明があった。その中で、8年度の予算額は今年と同じぐらいで36,500千円の要求をするということで承認をした。
- ・昨年は養液栽培の利益が360万収益があったが、報告ではマイナスの360万だった。要因はいろいろとあるが、防除体制のタイミングが遅くなつたなど説明があった。ちょっと問題だなと感じたと報告があった。
- ・ピーマンの養液栽培にこだわらず、他の品目を検討すべきと提案したと報告があり、当初予算の審議についてお願いがあった。
- ・木村議員より、養液栽培の価値観と他の品目などについて意見を求めた。
- ・宮後議員より、養液栽培に関しては魅力を感じていない。品目については、パッションフルーツなどの高需要な品目を推進するべきだと回答があった。
- ・富永議員より、養液栽培以外の取組について成果が見えないなどの意見があった。また、自治体の方で進める作物はやめてほしいと言っており、既存の農産物に付加価値をつけて広めてほしいと議会で質問をした。そのことについての振興センターの技術者の考え方を教えていただき、ぜひ会議の中で述べていただきたいと意見があった。
- ・宮後議員より、農業振興センターの目的は新規就農者の輩出であり、現在3名の雇用就農生（ピーマン1人、キュウリ2人）がいることが報告された。
- ・先日、新規就農者の受入式があったが、その方は夏場の暑さとか体調管理とか合わないことで最終的に辞退されたと報告があった。
- ・就農した人に対してフォローアップをすればいいんじゃないかという話が出ている。初めてなので、就農者研修生に限って5年間の生計ができるようにフォローアップをしていこうという計画があった。町のハウスを借りたりとか、そういった時に振興センターが間に入って就農生に貸し出すなど、取組の提案があったと報告があった。
- ・前田議員より、11月17日の広域事務組合定例会について報告があった。令和6年度の一般会計決算が5,340万4,929円の黒字で、現在の累計高が8億6000万の現在高であると報告があった。
- ・また、監査委員の選任について、垂水市議会の池田みすず市議が同意された。
- ・議長より、11月14日の議会運営委員会にて、議会基本条例に基づく検討結果要求に対する執行部からの回答（報告書）があり、議員間で共有する旨の報告があった。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留智哉



議長	局長	次長	係
電子	電子	電子	電子

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年12月5日（金）午前11時35分開議～午前11時56分散会
 2 場 所 議員控室
 3 出席議員 13名（欠席：吉原議員）
 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
 5 説明員 なし
 6 参考人 なし
 7 会議に付した事件
 (1) 県議長会主催研修会（1月20日）翌日の町議会研修の実施について
 (2) 議員・委員会からの報告等について
 (3) その他

議長あいさつ

ただいまより、全員協議会を始めたいと思います。
 吉原議員につきましては欠席となります。
 12月定例会初日の会議はお疲れ様でした。
 議会費におけるマイク音響設備の予算が可決されたので、早急にシステム更新に向けた手続きを進めたいと思います。

説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

（1）県議長会主催研修会（1月20日）翌日の町議会研修の実施について

- ・提案内容：
宮後議員より、国道・県道の管理（草払い等）に関する意見書を提出しているものの進展が見られない事例（ガードパイプの未設置等）があるため、全議員で県の担当部署へ赴き、現状や今後の進め方について直接話を伺う研修にしてはどうかとの提案があった。
- ・主な意見・質疑：
 - 富永議員より、県道と歩道の境界等の除草について問題があるとして賛意が示された。
 - 益山議員より、まずは町当局を通じて問い合わせるべきであり、必要であれば町当局と共に協議の場に行く形式をとるべきではないかとの意見が出された。
 - 前原議員より、訪問先が振興局か県庁土木部かを確認すべきとの指摘があった。
 - 田中議員より、県庁へ行くよりも、現地の荒れている箇所に県（土木事務所等）の職員を呼び、現場で状況を確認してもらう方が効果的ではないかとの意見があった。益山議員もこれに同調した。
 - 木村議員より、予算配分の観点から振興局等への陳情は重要であるが、全員で行くよりもテーマを絞って行う等の戦略が必要ではないかとの発言があった。
- ・結論・方針：
 - 議論の結果、県庁（本庁）へ連絡を取り、訪問する方向で調整することになった。
 - 1月21日・22日は、議長が県議長会研修のため、不在となることが報告された。
 - 議長・副議長が不在となるため、地元選出の県議会議員への同席依頼を含めて調整するよう提案があり、議長がこれを確認することになった。

(2) 議員・委員会からの報告等について

・総務文教委員会報告（前原委員長）：

◦ 12月3日、第3次肝付町総合振興計画審議会（第1回）が開催され、令和9年からの10ヵ年計画について協議された（計8回開催予定）。

◦ 12月4日、やぶさめの里運動公園施設の指定管理者選定委員会が開催された（内容は非公開）。

・その他の報告：

◦ 12月4日に生涯学習推進会議があり、来年2月22日に生涯学習大会を実施する旨の報告があった。今回は合併20周年記念式典も併せて行う予定である。

(3) その他

・執行部との懇親会について：

◦ 12月19日（定例会最終日）午後6時より開催される。

◦ 出欠確認について、事務局長より回答期限を12月8日までとする旨の連絡があった。中原議員は、改めて連絡をする報告があった。

・議会コンサートについて：

◦ **概要：** 12月12日（一般質問2日目）午後1時15分より、高山小学校吹奏楽部および高山吹奏楽団の支援者による演奏が行われる。

◦ 午前中の議事進行具合を見て途中で休憩に入り、コンサート終了後に一般質問を再開する予定である。

◦ **意見：** 益山議員より、議会優先の原則に照らし、会期中の休憩時間にコンサートを挟むことへの違和感が示された。別日や全日程終了後の開催など、日程設定について再考すべきではないかとの指摘があった。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留智哉



令和7年12月18日受付 肝付町議会事務局 第498号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年12月12日（金）午前9時30分開議～午前9時35分休憩
令和7年12月12日（金）午後3時05分開議～午後4時05分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 定例会前：2名（欠席：中原議員・有留議長）
定例会後：3名（欠席：中原議員・有留議長・田中議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
定例会前（午前9時30分開議～午前9時40分）
(1) 追加日程第1 会期中における仮議長の選任を副議長に委任する件
定例会後（午後3時05分開議～午後4時05分）
(1) 執行部からの説明
①公の施設の指定管理者の指定について
②一般会計補正予算（第6号）の概要
③【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】商品券配布事業について
④物価高対応子育て応援手当について
(2) 議員・委員会からの報告等について
(3) その他

副議長あいさつ

ただいまより、全員協議会を始めたいと思います。
議長が欠席なので、私の方で進めていきたいと思います。
早速ですが、協議事項に入りたいと思います。

説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

定例会前（午前9時30分開議～午前9時35分）

（1）追加日程第1 会期中における仮議長の選任を副議長に委任する件

・提案内容（説明：柳副議長）

議長がインフルエンザにより欠席となっているため、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行っていますが、副議長が一般質問を行う間、「議長・副議長とともに事故あるとき」に該当するため、仮議長の下で議事を進める必要がある。

つきましては、地方自治法第106条第3項の規定により、議長の職務を行う副議長に仮議長の選任を委任する件を本日の議事日程に追加する。

なお、副議長が行う一般質問の間における仮議長には、議会運営委員長を指名する。

・主な意見・質疑：意見・質疑特になし

・決定事項：

副議長が一般質問を行う間の仮議長には、議会運営委員長を指名することが承認された。

~~~~~  
定例会後（午後3時05分開議～午後4時05分）

### （1）執行部からの説明

#### ①公の施設の指定管理者の指定について

##### ・提案内容（説明：林務水産商工課長）

やぶさめの里総合公園の指定管理者について、引き続き株式会社グッドスタッフを指定する議案を上程する。

##### 選定経緯

募集要項・仕様書を令和7年10月6日に公表し、11月4日から11月18日まで申請受付を行った結果、一社の応募がありました。12月4日に開催された指定管理者審査委員会において、応募団体によるプレゼンテーションおよび面接を実施し、審査採点の結果、全員一致で株式会社グッドスタッフを指定管理者候補者とすることが決定された。

##### 指定管理料の増額提案

令和8年度からの次期指定管理期間（向こう5年間）において、指定管理料を現行の年額2,500万円から500万円増額し、3,000万円とする。

##### 増額の背景と理由

昨今のエネルギー価格によるコスト増や、温泉利用者数の減少による収入減が主な理由で、令和6年度の光熱水費の実績は当初計画（1,400万円）を大きく上回る約1,970万円であった。令和8年度計画では、光熱水費として1,930万円を見込んでおり、これだけで現行の指定管理料の増額提案分を超えるコスト増となっている。

##### 収支計画

500万円の増額提案は、令和8年度に約500万円の赤字が見込まれる現状（現行の指定管理料のままの場合）を解消し、収支をゼロとすることを目的としている。事業者側は、正社員削減（5名から3名）やパート職員の活用増加（18名から21名）など、自助努力による経費節減（人件費約160万円の削減見込み）も行っている。

##### ・主な意見・質疑

###### ◦富永議員

・施設の管理状況が適切に保たれているか、担当課は現場を把握しているか。

###### ◦林務水産商工課長

管理は指定管理者と担当課が連携して行っている。現時点では利用者からの問い合わせや異常の報告はなく、清掃を含めて管理に異常はない認識している。

・契約時に「5年間は年度ごとに値上げはしない」という約束ではなかったか。今回の増額は単年度（R8年度）の赤字見込みを理由としている点に不審感がある。

###### ◦林務水産商工課長

今回の増額は、現行期間中の値上げではなく、過去5年間の実績に基づき、令和8年度からの5年間の契約に向けて応募団体側から提案されたものである。次期5年間は、恒常的な経費上昇（光熱水費など）を見込んで、3,000万円という定額で運営する計画である。

・赤字が出たら都度補填するような、年度によって変動する契約形態はできないのか。

◦副町長：定額で運営していくべきであり、年度ごとに変動する形はできないと考える。

・（意見）今後の指定管理のあり方について、十分議論し、総合計画にしっかりと盛り込むべきである。

###### ◦益山議員

（意見）産業福祉委員会での調査結果から、指定管理者が毎年赤字であることは認識しているため、今回の500万円の増額提案は「もっとではないか」と考える。

（意見）温泉利用者が減少している事実を踏まえ、町民や議員が積極的に施設を利用し、現状を把握して共通認識を持つことで、良い方向性を考えるべきである。

###### ◦前原議員

（意見）指定管理料に加え、大規模修繕費が毎年平均約918万円かかっており、このままでは運営が厳しい状況に陥る。

・今回5年間の指定管理契約を結ぶことで、向こう5年間、この施設は民間への売却や無償譲渡などの検討テーブルに乗らなくなるのか

◦町長：契約を結ぶが、将来的に売却等の状況になることは想定される。しかし、町としては5年間はこの事業者との契約を遂行していく（履行する）義務がある。

#### ②一般会計補正予算（第6号）の概要

##### ・提案内容（説明：総務課長）

国の物価高騰対策としての重点支援地方交付金を活用した補正予算案（第6号）について、その概要を説明。

### 経緯

国の令和7年度補正予算案は12月16日に成立する見込みであり、各自治体には可能な限り年内での予算化が求められている。

### 配分見込み額

肝付町への配分額は約2億1,000万円（前年度同事業の330%程度）と見込まれており、この見込み額で予算化の検討を進めている。

### 議案提出と資料配布

正式な配分額の通知は12月17日となる見込みのため、補正予算書は議会前日である12月18日に配布予定となる。

### 補正予算の概要（合計額）

補正予算の合計額は約2億5,868万4,000円が見込まれている。

## ③【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】商品券配布事業について

### ・提案内容（説明：林務水産商工課長）

重点支援地方交付金を活用し、全町民に商品券を配布する事業が実施する方向である。

### 目的

物価高騰の影響を受けた町民支援と町内の消費需要の喚起を図る。

### 内容

令和8年1月1日現在で住民票を有する町民1人当たり16,000円分（小規模店専用と共通券各8,000円）の商品券を配布する。

### 配布時期と期間

令和8年2月中旬頃までに各世帯へ配布され、使用期間は令和8年3月1日から令和8年5月31日まで

### 予算額

2億226万9,000円が計上される見込み。

### ・主な意見・質疑 特になし

## ④物価高対応子育て応援手当について

### ・提案内容（説明：林務水産商工課長）

国事業として実施される子育て世帯への支援策についても、同補正予算案に計上する。

### 目的

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子供たちの健やかな成長を応援する。

### 内容

全国一律で、対象児童1人につき2万円を支給。

### 対象者

基準日（令和7年9月30日）時点の児童手当対象児童を養育する父母等（約1,750名）に加え、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた新生児、および本町に住所を有する公務員も対象となる。

### 財源

事業費および事務費の全額（10分の10）が国から補助される。

### 予算額

総額3,685万6,000円が計上される予定。

### ・主な意見・質疑 特になし

## （2）議員・委員会からの報告等について

### 前原議員からの報告（内之浦中学校区の学校運営について）

議員活動とは別に内之浦中学校の評議委員会に出席した際の内容に基づき、来年度（令和8年度）からの学校運営に関する変更予定について報告があった。町内他の学校区の様子についても教育長に確認を取った上での報告となる。

### 土曜授業の取り扱い

#### 通知内容

鹿児島県の教育委員会から、来年度の土曜授業について、年0日から3日程度に抑えるようにという通知が出されている。

#### 権限と設定

土曜授業の実施に関する権限は各学校長に委ねられている。

#### 背景

これは先生方の働き方改革の観点から、負担を減らすことを目的としている。

#### 懸念

土曜授業の削減は、テストなどが抑えられる傾向にあり、学力の低下が懸念されるという私見が述べられた。

## 通知表（成績表）の変更

### 変更内容

現在の3学期制で年3回通知している通知表について、内之浦中学校では来年度から年2回通知する2期制に変更される予定。

### 権限

この変更についても、県の教育委員会から各学校長に権限が委ねられており、町内の教育委員会としては中学校区でそれぞれ決めていただくことで統一の方針となる見込み。

### 私見

通知表の2期制化も土曜授業の削減と同様に、テストなどが抑えられる傾向にあるため、学力の低下が懸念されるとの感想が述べられた。

### 長期休暇の変更

### 変更内容

鹿児島県全体で、入学式と始業式が通常より遅くなるため、春休みが1日長くなるという変更が統一的に行われる。

### ・主な意見・質疑

#### ・益山議員

・教育長より、そのことについて最終日に全員協議会を開催し、説明していただきたい。  
情報として知っておくべきである。

## （3）その他

研修会の予定: 1月20日・21日の県議長会主催研修会および翌日の研修について報告があった。

意見交換会/視察の計画: 鶴田県議を通じて、1月21日午前に県本課との意見交換会の実施を申し込んでいる。

代替案: 県本課との日程調整が困難な場合は、鹿児島県の防災研修センターへの視察を予定しており、これは宿泊を伴う研修として宿泊先の確保を行う。まだ防災研修センターを訪れていない議員もいるため、実施すべきという意見があった。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 副議長 柳 一夫



| 令和7年12月22日受付<br>肝付町議会事務局 第506号 | 議長<br>電子 | 局長<br>電子 | 次長<br>電子 | 係<br>電子 |
|--------------------------------|----------|----------|----------|---------|
|--------------------------------|----------|----------|----------|---------|

## 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年12月19日（金）午前9時25分開議～午前10時2分散会  
 2 場 所 議員控室  
 3 出席議員 全議員（14名）  
 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事  
 5 説明員 なし  
 6 参考人 なし  
 7 会議に付した事件  
 　(1) 執行部からの説明  
 　　①【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】商品券配布事業について  
 　(2) 議員・委員会からの報告等について  
 　(3) その他

### 議長あいさつ

少し早いですが、皆さんお揃いですので、ただいまより全員協議会を始めたいと思います。  
 本会議をインフルエンザにより欠席し大変申し訳ありませんでした。  
 本日は、前回（先週の金曜日）執行部より説明のあった事業について、金額等の変更が生じたため、再度の説明を許可し招集しました。  
 早速ですが、協議事項に入りたいと思います。

### 説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

※進行の都合により「議員・委員会からの報告等について」から協議する。

#### （1）議員・委員会からの報告等について

各議員：なし

#### （2）その他

- ・令和8年2月12日（木）振興会長連絡協議会役員及び地区評議員との意見交換並びに議会報告会の実施を予定していることが報告
- ・令和8年1月21日（水）の研修会について：1月20日の鹿児島県議長会研修会の翌日（1月21日）に予定している研修について、現在、鶴田県議と調整中であり、来週月曜日の打ち合わせ結果を待って改めて報告する予定。

#### （3）執行部からの説明

##### ①【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業】商品券配布事業について

###### 説明内容

執行部（町長、総務課長、林務水産商工課長）より、物価高騰対応の商品券配布事業の増額および内容変更について説明があった。

###### ・変更の理由：

###### 1. 国の交付金の増額：

当初は前回比330%程度（約2億1,000万円）と見込んでいましたが、12月16日の補正予算成立後の内定額が前回比402%（2億5,577万5,000円）となり、約4,500万円増額されました。

###### 2. 県の補助金創設：鹿児島県が新たに「生活者・事業者応援プレミアム商品券等支援事業」を創設

し、本町へも1,781万3,000円が配分される見込みとなりました。

・**変更内容：**

- ・配布額：1人当たり1万6,000円から2万1,000円へ増額（小規模店舗用1万1,000円、共通券1万円）
- ・事業予算額：2億9,002万2,000円。
- ・配布対象：令和8年1月1日時点で町に住民票を有する全町民。
- ・スケジュール：2月下旬に各世帯へ発送、使用期間は令和8年3月1日から6月30日まで。

**質疑応答の概要**

○ 事業期間と発送スケジュールについて

・質問（恒吉議員）

なぜ「実施期間」は7月31日までなのに、「使用期間」は6月30日までと1ヶ月の差があるのか？

・回答（林務水産商工課長）

使用期間が終了した後に、店舗からの換金請求などの事務処理を行う期間が必要なためです。

商品券が実際に店舗で使えるのは6月30日までとなります。

・質問（益山議員）

3月は転出などの移動時期だが、1月1日時点の住民に配布する場合、届かない恐れはないか？

・回答（林務水産商工課長）

可能な限り早期に町民の手元へ届くよう、2月下旬の発送に向けてスピードアップに努めます。

○ 対象店舗と利用方法について

・質問（益山議員）

商品券が使えるのは町内の店舗に限定されるのか？

・回答（林務水産商工課長）

町内の店舗に限定されます。

・質問（益山議員）

商工会員以外の店舗にも幅広く周知すべきではないか？

・回答（林務水産商工課長）

商工会と連携し、会員以外の業者へも広く知らせるよう強く要請します。

・質問（富永議員）

「大型店舗」の定義と、券の使い分けはどうなっているか？

・回答（林務水産商工課長）

店舗面積が1,000平方メートル以上の店舗（コメリ、ナフコ、デオデオ等）を大型店と定義しています。小規模店では2万1,000円分すべて使えますが、大型店では「共通券」の1万円分のみ使用可能です。

・質問（中原議員）

小規模店で、県外から取り寄せた商品を町民が購入する場合も対象になるか？

・回答（林務水産商工課長）

町内の業者を通じて購入する形であれば、利用可能です。

○ 予算と事務経費の仕組みについて

・質問（中原議員）

1人当たり2万1,000円のうち、国と県の補助金の割合はどうなっているか？

・回答（総務課長）

補助金は事業費全体に充当しているため、商品券1枚ごとの厳密な按分計算はしていません。

・質問（中原議員）

商品券の額面（1枚あたりの金額）はいくらか？

・回答（林務水産商工課長）

1枚500円券の構成となります。

・質問（前田議員）

前回（1万6,000円時）の検討時より、商品券の印刷単価が上がっているのはなぜか？

・回答（林務水産商工課長）

1人当たりの配布額が増えたことで、1冊に綴じる商品券の枚数が増えたため、印刷単価も上昇しています。

・質問（前田議員）

事務費の分担はどうなっているか？

・回答（林務水産商工課長）

案内文のコピーや封筒、発送送料などの基本事務は町（林務水産商工課）商工会への補助金として計上しています。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留 智哉

